

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（案）新旧対照条文

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会計監査報告の内容）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 会計方針の変更</p> <p>三・四（略）</p> <p>（削る。）</p>	<p>（会計監査報告の内容）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 正当な理由による会計方針の変更</p> <p>三・四（略）</p> <p>3 当該事業年度に係る計算書類（その附属明細書を含む。以下この項において同じ。）の監査をする時における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものに修正されている場合において、当該事業年度に係る計算書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項も、監査しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第1号（第25条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p>（略）</p> <p>1 事業の概況 (1) (略) (2) 業績の推移 (略) (記載上の注意) 1～3 (略)</p> <p><u>4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）</u>、<u>財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行うこと。</u> <u>ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</u> <u>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</u> <u>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。</u></p> <p>(3) (略) 2～4 (略)</p>	<p>別紙様式第1号（第25条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p>（略）</p> <p>1 事業の概況 (1) (略) (2) 業績の推移 (略) (記載上の注意) 1～3 (略) (新設)</p> <p>(3) (略) 2～4 (略)</p>

改正案

別紙様式第2号(第25条第1項関係) (日本工業規格A4)

年度(年 月 日現在)貸借対照表

(略)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)	
未 決 済 為 替 貸		そ の 他 負 債	
前 払 費 用		(略)	
未 収 入		従 業 員 預 り 金	
(略)		給 付 補 填 備 金	
(略)		借 入 有 価 証 券	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については、記載を要しない。)

(4)~(24) (略)

2~9 (略)

現 行

別紙様式第2号(第25条第1項関係) (日本工業規格A4)

年度(年 月 日現在)貸借対照表

(略)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)	
未 決 済 為 替 貸		そ の 他 負 債	
前 払 費 用		(略)	
未 収 入		従 業 員 預 り 金	
(略)		給 付 補 填 備 金	
(略)		借 入 有 価 証 券	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4)~(24) (略)

2~9 (略)

改正案

別紙様式第3号（第25条第1項関係）（日本工業規格A4）

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）損益計算書

(略)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
(略)	
その他の経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
株式等売却益	
(略)	
特別利益	
固定資産処分益	
金融商品取引責任準備金取崩額	
(略)	
当年度純利益（又は当年度純損失）	
当年度当初繰越剰余金（又は当年度当初繰越損失金）	
○ ○ 積立金取崩額	
(略)	

(記載上の注意)

- 1～3 (略)
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金の次に当該積立金名称を付した科目をもって記載すること。
- 6～13 (略)
- 14 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金に対する累積の影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金を区分表示すること。

現 行

別紙様式第3号（第25条第1項関係）（日本工業規格A4）

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）損益計算書

(略)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
(略)	
その他の経常収益	
株式等売却益	
(略)	
特別利益	
固定資産処分益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
金融商品取引責任準備金取崩額	
(略)	
当年度純利益（又は当年度純損失）	
前年度繰越剰余金（又は前年度繰越損失金）	
○ ○ 積立金取崩額	
(略)	

(記載上の注意)

- 1～3 (略)
 - 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前年度損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
 - 5 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前年度繰越剰余金又は前年度繰越損失金の次に当該積立金名称を付した科目をもって記載すること。
 - 6～13 (略)
- (新設)

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第5号（第25条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p>（略）</p> <p>1 事業の概況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業績の推移 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）</u>、<u>財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）</u>又は<u>修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）</u>を行うこと。<u>ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。</u></p> <p><u>なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。</u></p> <p><u>上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>別紙様式第5号（第25条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p>（略）</p> <p>1 事業の概況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業績の推移 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案

別紙様式第7号（第25条第1項関係） (日本工業規格A4)

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書

(略)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
(略)	
その他の経常収益	
貸倒引当金戻入益	
債却債権取立益	
株式等売却益	
(略)	
特別利益	
固定資産処分益	
金融商品取引責任準備金取崩額	
(略)	
当年度純利益 (又は当年度純損失)	
当年度当初繰越剰余金 (又は当年度当初繰越損失金)	
○ ○ 積立金取崩額	
(略)	

(記載上の注意)
(略)

現 行

別紙様式第7号（第25条第1項関係） (日本工業規格A4)

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書

(略)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
(略)	
その他の経常利益	
株式等売却益	
(略)	
特別利益	
固定資産処分益	
貸倒引当金戻入益	
債却債権取立益	
金融商品取引責任準備金取崩額	
(略)	
当年度純利益 (又は当年度純損失)	
前年度繰越剰余金 (又は前年度繰越損失金)	
○ ○ 積立金取崩額	
(略)	

(記載上の注意)
(略)

改正案

別紙様式第8号(第111条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

(略)

第1 事業概況書

(略)

1~14 (略)

15 単体自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位:百万円)

項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末
(略)	(略)	(略)	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			(略)		
			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
〇 〇 積 立 金					
当 年 度 末 繰 越 剰 余 金					
そ の 他			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1~5 (略)

6 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2~第4 (略)

第5 剰余金処分計算書

年度 (年 月 日) 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額
(略)	
剰 余 金 処 分 額	
(略)	
優 先 出 資 配 当 金 (年 割 分 の 割)	
当 年 度 末 繰 越 剰 余 金	

(記載上の注意)

(略)

現 行

別紙様式第8号(第111条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

(略)

第1 事業概況書

(略)

1~14 (略)

15 単体自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位:百万円)

項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末
(略)	(略)	(略)	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			(略)		
			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
〇 〇 積 立 金					
後 年 度 繰 越 剰 余 金					
そ の 他			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1~5 (略)

(新設)

第2~第4 (略)

第5 剰余金処分計算書

年度 (年 月 日) 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額
(略)	
剰 余 金 処 分 額	
(略)	
優 先 出 資 配 当 金 (年 割 分 の 割)	
後 年 度 繰 越 剰 余 金	

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第6 損失金処理計算書

年度（ 年 月 日）損失金処理計算書

(単位：円)

科 目	金 額
(略)	
損 失 金 処 理 額	
(略)	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
当 年 度 末 繰 越 損 失 金	

(記載上の注意)
(略)

第6 損失金処理計算書

年度（ 年 月 日）損失金処理計算書

(単位：円)

科 目	金 額
(略)	
損 失 金 処 理 額	
(略)	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
後 年 度 繰 越 損 失 金	

(記載上の注意)
(略)

改正案

別紙様式第9号(第111条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

(略)

第1 事業概況書

(略)

1~15 (略)

16 単体自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位:百万円)

項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末
(略)	(略)	(略)	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			(略)		
			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
〇 〇 積 立 金					
当 年 度 末 繰 越 剰 余 金					
そ の 他			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1~5 (略)

6 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(略)

現 行

別紙様式第9号(第111条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

(略)

第1 事業概況書

(略)

1~15 (略)

16 単体自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位:百万円)

項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末
(略)	(略)	(略)	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			(略)		
			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
〇 〇 積 立 金					
後 年 度 繰 越 剰 余 金					
そ の 他			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1~5 (略)

(新設)

(略)

改 正 案

現 行

別紙様式第10号（第111条第2項関係） （日本工業規格A4）

別紙様式第10号（第111条第2項関係） （日本工業規格A4）

連 結 業 務 報 告 書

連 結 業 務 報 告 書

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

(略)

(略)

第1 事業概況書

第1 事業概況書

- 1・2 (略)
- 3 連結自己資本比率の状況

- 1・2 (略)
- 3 連結自己資本比率の状況

(略)

(略)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

- 1～5 (略)

- 1～5 (略)

6 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(新設)

第2 連結財務諸表

第2 連結財務諸表

- 1 (略)
- 2 年度（年 月 日現在）連結貸借対照表

- 1 (略)
- 2 年度（年 月 日現在）連結貸借対照表

(略)

(略)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1)・(2) (略)

- (1)・(2) (略)

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については、記載を要しない。）

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- (4)～(22) (略)

- (4)～(22) (略)

- 2～9 (略)

- 2～9 (略)

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(1) 連結損益計算書

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
(略)	
その他の経常収益	
貸倒引当金戻入	
償却債権取立	
その他の経常収益	
(略)	
特別利益	
(略)	
負ののれん発生	
益	
その他の特別利益	
(略)	

科 目	金 額
経常収益	
(略)	
その他の経常収益	
貸倒引当金戻入	
償却債権取立	
その他の経常収益	
(略)	
特別利益	
(略)	
負ののれん発生	
益	
貸倒引当金戻入	
償却債権取立	
その他の特別利益	
(略)	

改正案

(記載上の注意)
 1～3 (略)
 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
 5～8 (略)

(2) 連結包括利益計算書
 (略)

(記載上の注意)
 1～3 (略)
 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
 5 当年度純利益金額又は当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、4の注記と併せて記載することができる。

(3) 連結損益及び包括利益計算書
 (略)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
(略)	
その他の経常収益	
貸倒引当金戻入	
償却債権取立	
その他の経常収益	
(略)	
特別利益	
(略)	
負ののれん発生	
その他の特別利益	
(略)	

(記載上の注意)
 1～3 (略)
 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
 5～9 (略)
 10 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
 11 当年度純利益金額又は当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載することができる。

現 行

(記載上の注意)
 1～3 (略)
 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前年度損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
 5～8 (略)

(2) 連結包括利益計算書
 (略)

(記載上の注意)
 1～3 (略)
 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(新設)

(3) 連結損益及び包括利益計算書
 (略)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
(略)	
その他の経常収益	
貸倒引当金戻入	
償却債権取立	
その他の経常収益	
(略)	
特別利益	
(略)	
負ののれん発生	
貸倒引当金戻入	
償却債権取立	
その他の特別利益	
(略)	

(記載上の注意)
 1～3 (略)
 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前年度損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
 5～9 (略)
 10 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(新設)